

(答申第133号)

(答申第134号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定について、「岐阜県公平審査会議議事録（平成18年9月25日開催）」中の委員の氏名を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成26年1月27日付けで、実施機関に対し、「岐阜県の不正資金問題に関連して、平成18年9月28日付けで〇〇〇氏に対してなされた懲戒免職処分に関して、岐阜県公平審査会議が開催されていますが、その会議を決定した決裁文書、会議で説明又は配布した資料及び会議の内容を記録した文書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、本件公開請求のうち、「会議で説明又は配布した資料及び会議の内容を記録した文書」に係る対象公文書としては、「岐阜県公平審査会議配布資料（平成18年9月25日開催）」及び「岐阜県公平審査会議議事録（平成18年9月25日開催。以下、単に「議事録」という。）」を特定した。

その上で、当該文書は県の内部における審議・検討に関する情報であって、公開することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第6条第5号に該当することなどを理由として、公文書部分公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、平成26年2月10日付け人第589号により、異議申立人に通知した。

(2) また、本件公開請求のうち、「会議を決定した決裁文書」については、不存在であることを理由として公文書非公開決定を行い、同日付け人第589号の2により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分1を不服として平成26年3月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て1」という。）を行った。

4 実施機関の変更決定

実施機関が、本件異議申立て1を受けて、決定内容について再検討したところ、本件処分1において対象公文書として特定し、部分公開した議事録が未定稿であることが判明した。

そのため、実施機関は、対象公文書を本来特定すべきであった確定稿である議事録に変更し、本件処分1と同じ理由に基づき、公文書部分公開変更決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）を行い、平成26年3月28日付け人第726号により、異議申立人に通知した。（以下、議事録については、本件処分1に係る議事録を「本件議事録1」、本件処分2に係る議

事録を「本件議事録2」という。)

5 再度の異議申立て

異議申立人は、本件処分2を不服として平成26年4月6日付けで、行政不服審査法第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て(以下「本件異議申立て2」といい、本件異議申立て1と併せて「本件各異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

- (1) 本件議事録1の再確認を求める。
- (2) 本件各処分の非公開理由の妥当性について再検討を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び非公開決定理由説明書に対する意見書において主張する異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 過去の公文書部分公開決定(平成23年12月16日付け人第424号の2。以下「別件処分」という。)における議事録(以下「別件議事録」という。)と本件議事録1は、記載内容が一致していないなど、不自然なところがあるため、対象公文書を確認すべき必要がある。
- (2) 別件処分においては、発言者の部分のみが、条例第6条第5号及び第6号に該当し、非公開とされたが、岐阜県公平審査会議委員の氏名については公開されている。

しかし、本件各処分においては、条例第6条第5号及び第6号を理由として、委員の氏名は非公開とされているため、非公開とされた理由の妥当性を検討する必要がある。

第4 実施機関の主張

実施機関が、部分公開決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

なお、本件各異議申立てにおける申立人の主張は、議事録における委員の氏名に関してのみなされていることから、実施機関からの主張もこの部分についてなされている。

1 岐阜県公平審査会議について

岐阜県公平審査会議(以下「公平審査会議」という。)は、知事部局に属する一般職の職員の懲戒処分を県民の視点からの意見を聴いて公平、公正に行うことを目的に、岐阜県公平審査会議設置要綱(平成13年7月18日制定)に基づいて設置され、岐阜県の行政委員又はその経験者の中から委員を委嘱して、懲戒処分の決定に先立ち開催することとしているものである。

公平審査会議においては、「職員に対する懲戒処分が見込まれ、社会的影響が大きく外部の意見を聴く必要があると認められる事項に関する事」等について審査がなされる。

各委員は、公平審査会議の場において、それぞれ自由に意見を述べるものとされ、また、審査に付された事項について統一した意見を出すものではないとされている。

2 本件各異議申立ての対象公文書について

本件各異議申立ての対象公文書は、平成18年9月25日に開催された公平審査会

議の議事録（開催日時、出席委員の氏名、県側出席者名、出席者の発言要旨等）を記録したものである。

本件処分1における本件議事録1は未定稿であり、本件処分2において確定稿としての本件議事録2を部分公開している。

なお、本件議事録2は、別件議事録と同一の文書である。

3 本件各処分の理由について

(1) 条例第6条第5号（審議・検討情報）該当性について

議事録の内容は、県の機関の内部における審議、検討に関する情報に該当することが明らかであるところ、委員の氏名を公開した場合、その記載された者に対して外部からの不当な圧力や干渉等が加わる恐れがあるものと認められ、さらに、意見を述べる者の氏名が公開されることが前提となれば、今後において、自由、率直かつ公正な意見を述べるのが困難となり、意見聴取が形骸化することも大いに懸念されることである（当審査会平成16年8月17日付け答申第64号同旨）。

したがって、委員の氏名は、条例第6条第5号に掲げる非公開情報に該当するため、非公開としたものである。

(2) 条例第6条第6号（事務事業情報）該当性について

議事録の内容は、県の機関が行う事務に関する情報に該当することは明らかであるところ、委員の氏名を公開した場合、その氏名に記載された者との信頼関係を損ない、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、委員の氏名は、条例第6条第6号に掲げる非公開情報に該当するため、非公開としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件各諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

なお、本件各異議申立てにおいて主張されているのは、議事録の公開に係る判断についてであることから、以下、この点につき検討する。

1 審理の併合について

本件各異議申立てに係る諮問は、平成26年4月3日付け人第31号及び同月6日付け人第54号の2件であるが、いずれも本件公開請求に対してなされた、公文書部分公開決定に関する諮問であり、内容もほぼ同一であることから、当審査会はこれらを併合して審理することとした。

2 本件異議申立て1について

異議申立人は、本件異議申立て1において、本件議事録1について、別件議事録との相違を根拠に、再確認を求める旨主張しているが、その趣旨を本件処分1の取消し又は変更を求めるものと解し、以下、判断する。

実施機関は、当該主張を受け、本件議事録1が未定稿の文書であったことが判明したことを理由に、議事録の確定稿である本件議事録2を対象公文書として改めて特定し、これを部分公開とする本件処分2を行っている。

これにより、異議申立人が求める本件議事録1の再確認は既になされ、また、実施機関は本件処分1の内容を変更する旨の決定を本件処分2により行っていることからすれば、異議申立人が本件処分1の取消し又は変更を求める利益は失われているものと認められる。

3 本件異議申立て2について

(1) 条例の定めについて

ア 条例第6条第5号について

条例第6条第5号は「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 条例第6条第6号について

条例第6条第6号本文は「県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を、同号ニは「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を非公開情報として規定している。

(2) 本件議事録2の内容について

当審査会が、本件議事録2を検分したところ、出席者の欄には委員の氏名が記載されており、また発言内容の欄における発言者の表記は委員の氏名ではなく、A、B、C、Dといったアルファベットにより記載されていることが認められる。

(3) 条例第6条第5号該当性について

公平審査会議は、知事が行う懲戒処分について、外部からいわゆる「お手盛り」との批判を受けることのない適正な判断を行うため、県民の視点から率直かつ多様な参考意見を求めることを目的として、県の行政委員の経験者から委員を選任して設置されているものである。

また、公平審査会議は、審査に付された事項について、会議体として統一した意見を出すものではなく、各委員が自由な意見を述べることとされているもので、委員の氏名が公開されることで委員に対する外部からの不当な圧力や干渉等が加わる可能性が全く無いとはいえないものの、個々の発言内容が特定の委員と結びつくものでない限り、これを公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは認められない。

この点、実施機関が指摘する当審査会平成16年8月17日付け答申第64号においては、岐阜県国民健康保険審査会会議録（当該会議録には、発言内容とともに、発言した委員の氏名が記載されている）が対象公文書とされ、同審査会委員の氏名が条例第6条第5号に該当するとあるものの、「会議録を公開することによりこうしたおそれ（注：発言した委員が個別に批判にさらされるなど、外部からの不当な圧力や干渉等の影響を受けるおそれ）があり得る場合には、発言者個人を特定しないことでそのおそれを回避することは可能である」と判断しているものである。

しかし、本件議事録2では、個々の発言者はアルファベットで表記され、そのアルファベット自体に発言者の特定につながる要素は見当たらない。また、その発言内容自体に発言者個人の特定につながるような情報が記載されているという事情は認められず、本件諮問事案とは事情が異なるものといわざるを得ない。

したがって、本件議事録2の公平審査会議の委員の氏名は、これを公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまではいえず、条例第6条第5号に定める非公開情報に該当するものとは認められない。

(4) 条例第6条第6号該当性について

実施機関の説明は、各委員を特定して、自由、率直かつ公正な意見の内容が明らかになることを前提としている。

確かに、議事録の発言内容が公開され、発言した委員の氏名自体は非公開であるものの、その発言内容が特定の委員のものと判明する特段の事情が認められる場合などにおいて、当該委員に対し、外部からの不当な圧力や干渉等が加わる可能性は無いとはいえない。

しかし、少なくとも本件議事録2についていえば、上記(3)で述べたとおり、個々の発言者はアルファベットで表記され、そのアルファベット自体に発言者の特定につながる要素は見当たらない。また、その発言内容自体に発言者個人の特定につながるような情報が記載されているという事情は認められず、特定の委員の意見内容や考え方が判明するものとはいえない。

加えて、公平審査会議設置の趣旨・目的を併せ考えると、本件議事録2に記載された公平審査会議の委員の氏名は、これを公開することにより、直ちに、実施機関との信頼関係を損ない、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえず、条例第6条第6号に定める非公開情報に該当するものとは認められない。

(5) 小括

したがって、公平審査会議の委員の氏名を非公開とした、本件処分2の部分公開決定は妥当ではない。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成26年4月3日	・実施機関から本件異議申立て1に係る諮問を受けた。
平成26年4月10日	・実施機関から本件異議申立て2に係る諮問を受けた。
平成26年5月12日	・実施機関から本件異議申立て1に係る部分公開決定理由説明書を受領した。
同日	・実施機関から本件異議申立て2に係る部分公開変更決定理由説明書を受領した。
平成26年5月14日	・異議申立人に部分公開決定理由説明書を送付した。
同日	・異議申立人に部分公開変更決定理由説明書を送付した。
平成26年5月25日	・異議申立人から部分公開決定理由説明書に係る意見書を受領した。
同日	・異議申立人から部分公開変更決定理由説明書に係る意見書を受領した。

	した。
平成26年7月17日 (第126回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成26年8月27日 (第127回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成26年9月25日 (第128回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	元岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	H26.5.31まで
	桑原 一男	行政書士	
会長	森川 幸江	弁護士	
	和田 恵	弁護士	H26.6.1から

(五十音順)